

# kintone 導入及び運用支援業務仕様書

## 第1 本書の目的

本業務では、五島市(以下「本市」という。)が、Web データベース型の業務アプリケーションである kintone を活用することによりプログラミングの知識が少ない職員が自ら行政事務の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的として、同ツールの活用方法や注意点等を習得するための研修等、運用支援の業務委託を行う。

また、kintone やプラグイン等のライセンス調達・提供も合わせて行う。

## 第2 業務名

kintone 導入及び運用支援業務

## 第3 履行期間及び利用期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 第4 業務範囲

本事業において対象とする業務内容は以下(1)から(3)とする。

- (1) kintone 及びプラグインの調達・提供
- (2) kintone 利用環境の構築及び支援
- (3) 作成・運用支援

## 第5 業務要件

### (1) kintone の調達・提供

- ① プラグインが利用可能な kintone ライセンスを 30 ライセンス提供すること。
- ② 受託者は、速やかに調達・提供を行い、令和 8 年 3 月 31 日までの利用とすること。
- ③ 翌年度において契約を継続する場合は、ライセンス提供期間終了後、速やかに次契約に基づく利用が継続できるよう調整すること。
- ④ 契約を継続しない場合に既存データのデータ取り出しができるよう支援すること。

### (2) プラグインの調達・提供

以下のプラグインを提供すること。利用期間は、kintone と同一期間での利用とすること。

- ① FormBridge(トヨクモ) プレミアムコース
- ② kViewer(トヨクモ) プレミアムコース
- ③ DataCollect(トヨクモ) プレミアムコース

(3) 環境構築及び支援

- ① 利用環境については、プラグインを含めて、契約締結後に速やかに設定し、利用環境を構築すること。
- ② 利用環境構築後、アカウントの登録等、運用に必要な支援を行うこと。

(4) 運用支援

① 研修

本市職員を対象に kintone の基本的な操作方法、アプリ作成、および業務効率化への応用に関する 1 回 2 時間程度の対面研修を期間内に 2 回程度実施すること。なお、研修日時等、研修の詳細については、本市担当者と別途協議の上決定すること。

② 作成・運用支援

kintone の活用促進のため、毎月 1 回(2 時間程度)、アプリ作成と運用に関する改善ミーティングと提案を実施すること。また、他の自治体等の効果的な活用事例を共有し、本市での応用および横展開に繋げること。

また、構想段階での助言から実装方法に関する技術的なアドバイス等の問い合わせ対応まで、円滑な運用に対して適切な助言・提言等を行うこと。対応方法等については、別途協議の上決定すること。

## 第6 特記事項

- (1) kintone 及びプラグインのライセンス提供に係る一切の手続きは、受注者にて行うこと。
- (2) 本市が kintone を利用するに当たり、ライセンスに付随するサポートサービスを提供すること。
- (3) 受注者は、上記ライセンスを正当に取得したことを証する資料を用意し、本市に提出すること。

## 第7 請求要件

- (1) プラグインを含むライセンスの利用料は、利用開始月の一括請求ではなく、利用開始月から毎月月末締め、翌月請求とすること。  
例) 令和 8 年 1 月の利用料は、令和 8 年 2 月に請求。
- (2) 上記以外の部分については、契約履行完成確認後、請求すること。
- (3) 請求額に端数が生じた場合は、第 1 回目の請求時に端数を加算した金額を請求すること。
- (4) 請求書の記載内容等、予め未来創造課担当職員と協議のうえ決定すること。

## 第8 その他

本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、本市及び受託者が協議を行い定めるものとする。

以上